

家畜衛生情報



令和5年3月1日
(通算第601号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

飼養衛生管理基準等の遵守徹底をお願いします！

家畜伝染病予防法第12条の3により農林水産大臣が定める飼養衛生管理基準の一つに、「愛玩動物の飼育禁止」があります。

【愛玩動物の飼育禁止】

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場において、飼育場所を限定する場合を除く。）

豚熱や高病原性鳥インフルエンザが発生した農場周辺で猫が確認された事例があり、農場内へのウイルス持ち込みの要因の一つであると考えられます。
ネズミ捕り用としても飼育はできませんのでご注意ください。



衛生管理の徹底と定期的なワクチン接種をお願いします！

- 農場での野生動物等の侵入防止対策の徹底
(⇒防護柵、防鳥ネット等の設置)
- 農場出入り口では車両、靴、持込む物品等の消毒、衣服の交換等の徹底
- むやみに外部の人や車を農場内に入れない
- ワクチン接種台帳を適切に管理し、ワクチンを確実に接種

【家畜の異常の際は家保に連絡を！（閉庁日は公用携帯に自動転送されます）】

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232